

保護者の皆様にお願い

津波注意報以上が発表された場合

1 学校にいる場合は、

- (1) 児童・生徒は学校待機とし、原則として下校させません。
- (2) 安全が確認できた段階で、保護者（またはそれに代わる方）が迎えに来た場合のみ校長判断で引き渡します。

2 自宅・バス停等にいる場合や通学途中（徒歩・自転車等）の場合は、

- (1) 学校等から連絡がなくても、「臨時休業」としますので、登校させないでください。（自宅待機、自主避難）
- (2) 自宅・バス停・通学路等から安全な場所（高台）に自主避難します。自宅が近い場合は自宅に戻り、家族といっしょに自主避難します。可能な範囲で、学校に安否、所在、連絡先等を連絡してください。学校が近い場合はそのまま登校して、学校に待機します。
※各校で経路ごとに安全な避難場所を指導しています。
- (3) **午前5時までに**津波注意報・警報が解除されない場合には、学校を臨時休業とします。

※各校から臨時休業とすることをメールでお知らせします。

水害・土砂災害 の対応について

- (1) 警戒レベル5（緊急安全確保）、警戒レベル4（避難指示）の避難情報等が町から発令され**午前5時までに解除されない**場合には、**該当する地区**の学校を臨時休業とします。
- (2) 警戒レベル3（高齢者等避難）の避難情報等が町から発令された場合であっても、時間や状況によっては、臨時休業となることがあります。
※各校から臨時休業とすることをメールでお知らせします。 ※町の防災行政無線の情報に御留意ください。

3 スクールバス等に乗車中の場合は、

- (1) 乗車中は、学校へ戻したり、あらかじめ指定された高台へ避難させたりするなど、その場の状況に応じて判断して対応します。
- (2) 運転手は、高台に避難した場合は避難場所を学校へ連絡します。また、避難した児童生徒名と安否を学校へ報告します。
- (3) スクールバス乗車中の児童生徒の安否を把握・確認した後、学校から保護者へメール配信または電話連絡をします。
- (4) ①避難場所では、②安全が確認できた場合、かつ③保護者等が迎えに来た場合のみ、校長の判断で引き渡します。 ※下欄内参照

※(4)の解釈について

① **避難場所**…学校、あらかじめ指定された高台など

② **安全が確認できた場合**…

ア 津波注意報・警報が解除された場合

イ 津波注意報・警報が発表中でも帰路の道路状況の安全について教育委員会が確認できたとき（浸水域でない場合等）

③ **保護者等が迎えに来た場合のみ、校長の判断で引き渡します**…

ア 引受者と児童生徒本人との間柄が確認できた場合

イ 校長の指示を受けて避難場所に到着した学校教職員が引き渡す
以上を原則とします

- (5) 乗合バスに乗車中の場合は、乗務員の指示に従って避難します。